



尾崎駐在所だより

令和5年11月号

各務原警察署
尾崎駐在所
058-371-0110

回覧

『押し売り』ならぬ『押し買い』

押し買いとは、「不用品を買い取る」「いらない服や靴はないか」などと電話で勧誘して個人宅を訪問し、宝石や貴金属などを不当に安い価格で強引に買い取っていく手口です。

高齢者の方が狙われています。

《ここに注意》

○ 毅然と断る

買い取ってもらうつもりがないのなら家に入れず、毅然と断ること。

○ 一人では対応しない

家族や近所の人に同席してもらうこと。

○ 相手を確認する

契約前に業者の名前、住所、連絡先等を確認し、古物商の許可証の提示を求めること。

○ 契約書面をもらう

買い取り条件や買い取り品の一覧書面を作成してもらい、控えを受け取ること。

○ 警察や消費者センターに相談する

相手が怪しいときや、怖い思いをしたときはすぐに警察に通報すること。

契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリングオフが出来ます。



ながらスマホは交通違反です

スマートフォンを操作しながら自転車に乗っている人をよく見かけます。

ながらスマホをすると、周囲への注意が散漫になり、人や物にぶつかって怪我をしたり、他人を巻き込んで加害者になったりする危険性があります

スマートフォンを使用するときは、必ず一旦止まってから操作しましょう



狩猟期間が始まります

岐阜県では11月1日から3月15日までは狩猟期間となります。

狩猟事故を無くすために

《狩猟者のみなさんへ》

- 獲物と判断できるまでは銃を撃たない
- 発射が必要なとき以外、実包を装てんしない

《入山者のみなさんへ》

- 猟銃事故に巻き込まれないように目立つ色の服を着たり、携帯ラジオを鳴らしたりして人がいることを狩猟者に知らせる工夫をしてください。（土曜日、日曜日、祝日は特に注意）
- わな（箱わな）は大変危険なので、わな設置の標識がある場合は近づかないようにしましょう。



駐在所日記



この秋、各務駐在所から尾崎駐在所へ異動になりました 岩野 英之（いわの ひでゆき）と申します。どうぞよろしくお願ひします。

事件事故は『110番』へ 事件事故以外の相談は『#9110』へ

